

4

単位認定制度

1 単位認定制度について

本学では他の大学等における学修や知識及び技能に係る審査の成果に対して、単位を認定する制度があります。

学修の種類等	概 要	対象となる学修の時期		認定される 単位数の上限	
		入学前	入学後		
入学前の既修得単位等の認定	[1]既修得単位 → P.18 本学入学前に他の大学又は短期大学で修得した単位の認定 (外国の大学若しくは短期大学で修得した単位又は科目等履修生として修得した単位を含む。)	○	—	30	
大学以外の教育施設等における学修	[2]知識及び技能に係る審査の成果 → P.20 本学入学前及び入学後に行った知識及び技能に係る審査の成果(資格取得等)に対する単位の認定	○	○	16～42 注:入学年度、メジャーにより異なります。	
他の大学又は短期大学における授業科目の履修等	[3]派遣留学生(約1年間の海外留学) → P.28 海外の協定校等に派遣留学生として約1年間留学し、所定の互換科目を修得したことによる単位の認定	—	○	40	
	[4]派遣留学生(短期海外研修) → P.29 海外の協定校等に派遣留学生として学生の休暇期間中に短期間研修留学し、所定のプログラムを修めたことによる単位の認定 ※2017年度以降入学生グローバルマネジメントメジャー(GMM)を除く。	—	○	2	
	[5]派遣学生(国内) → P.29 単位互換に関する包括協定を締結している千葉県内の25私立大学、8短期大学及び放送大学の34校において修得した単位の認定	—	○	8	
その他	[6]インターンシップ → P.30 企業等における実習・研修的な就業体験の成果に対して行う単位の認定	—	○	40～44 注:入学年度、メジャーにより異なります。	
	[7]ボランティア活動 → P.31 社会貢献活動の成果に対して行う単位の認定	—	○	4	
	[8]ホスピタリティ・ボランティア活動 → P.31 ホスピタリティ・ツーリズム学部が実施するボランティア活動の成果に対して行う単位の認定	—	○	4	
				合計 60単位	